

お知らせ

都市計画区域における線引き等の変更に伴う 建築確認申請の取扱いについて

(奈良市、橿原市及び生駒市域を除く)

大和都市計画区域における市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更並びに用途地域、高度地区、防火・準防火地域等の地域地区の変更及び地区計画の変更が予定されています。(決定告示予定日 平成23年5月10日)

については、当該都市計画の変更に係る区域内における建築確認申請については、下記の取扱いとなりますので、ご協力をお願いします。

記

建築確認申請を平成23年4月1日以降に受け付けたものは、原則として変更後の都市計画の規制に基づき審査を行います。

ただし、木造の小規模な住宅等いわゆる4号建築物(建築基準法第6条第1項第4号)については、平成23年4月22日以降に受け付けたものについて、同様の取扱いをします。

※構造計算適合性判定を要する建築物にあつては、審査に相当の期間を要することから、余裕をもった申請手続きをお願いします。

ご注意

このたびの都市計画の変更に係る決定告示日の前日までに、開発許可制度等の所要の手続きを終え、確認済証の交付を受け建築工事に着手できない場合、変更後の都市計画の規制を受けます。

なお、詳しくは奈良県土木部まちづくり推進局建築課又は各土木事務所建築担当課にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

奈良県土木部まちづくり推進局建築課	TEL 0742-22-1101
郡山土木事務所建築課	TEL 0743-52-1101
高田土木事務所建築課	TEL 0745-52-6144
桜井土木事務所建築課	TEL 0744-42-9191